私たちの基本要求

1 大幅賃上げ、業種内最低賃金、一時金などについて

(1) 将来にわたり健康で文化的に、「人間らしく生き、働く」ために賃金及び初任給を大幅に引き上げること。

「支払能力」「世間相場」「先行き不安」などの名を借り、経営上の困難を一方的に 労働者の犠牲に転嫁する賃金抑制、権利侵害・規制、労働条件の切り下げをしないこと。

- ① 「2024年度モデル賃金(月額)」に基づき、賃金の是正を図ること。 なお、2024年度のモデル賃金額は第1回代議員会で決定する。
- ② 月額賃金は下記記載の最低生計費を下回らないようにすること。
 - 29歳までに 月額25万円
 - 30歳代以上で 早期に月額35万円
- ③ ①の項目を基準に、中途採用者について適正な賃金是正を図ること。
- (2)業種と職場の最低賃金制確立について。 業種と職場の最低賃金額を時給1,500円とし、この金額以下では労働者を雇用しないこと。
- (3) 最低保障すべき一時金を年間4カ月以上とすること。
- (4) 男女同一労働、同一賃金の原則に立ち、賃金の男女差別をせず、生休、産休等の女性 の権利行使を理由とする賃金査定を行わないこと。
- (5) 非正規労働者について、正規労働者との均等・均衡待遇を確保すること
- (6) 住宅手当など既存の手当の増額、交通費は全額支給すること。
- (7) サービス残業の根絶、残業割増率は50%、深夜・休日出勤割増率は100%とすること。
- (8) 2023年年末・2024年夏季一時金の統一要求(月数・金額など)は、その都度 決定する。又、交通費、時間外手当を除く、基準賃金及び諸手当の合計を算定基礎額と すること。

2 労働時間、休暇、休憩について

- (1) 実労働時間1日7時間、週35時間とし、1日の労働時間を延長せずに完全週休2日制を実施すること。年間総労働時間は1800時間以内とすること。
- (2) 昼休み休憩時間は、原則正午から1時までの1時間とし、自由利用できるようにすること。午後3時から15分間を休憩とすること。
- (3)残業の軽減につとめること。残業をさせる場合は労使協定を結び、1日2時間、1週5時間、1年120時間を上限とすること。
- (4)年次有給休暇は、初年度12日以上とし、一年ごとに2日を加算すること。
- (5)夏季休暇(7日以上)、年末年始休暇(10日以上)、ゴールデンウィーク休暇を特別有給休暇とすること。
- (6) 5月1日のメーデーは、特別有給休暇とすること。
- (7) リフレッシュ休暇制度を設けること。
- (8) 生理休暇は、1生理周期につき2日を有給で保障すること。
- (9) つわり休暇2週間以上、産前産後休業通算16週(多胎の場合は24週)、育児時間 生後1年間1日1時間以上とし、有給で保障すること。
- (10) 育児休業、介護休業、子の看護休暇を有給で保障すること。
- (11) これらの休暇を取得するため、職場に必要な人員を確保すること。
- (12) 労働基準法に定められた有給休暇の取得促進をすること。短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)

の趣旨を踏まえてパートタイム労働者、有期雇用労働者の待遇を改善し、雇用を安定させること。また、パートタイム労働者、有期雇用労働者に対する差別的取り扱いを行わないこと。

(13) 労働基準法違反をなくし、最低基準を上まわるよう職場総点検を行うこと。

3 職場環境確立のために

- (1)健康保険、厚生年金保険に加入し、保険料の負担割合は労3、使7とすること。
- (2)全ての事業所で労働保険(労災・雇用)に直ちに加入し、保険料を納入すること。
- (3) 医療費は、業務上の傷病については全額、その他は半額を事業所負担とすること。
- (4) 定期健康診断年2回、筋疲労検査年2回を事業所負担で実施すること。また再検査となった場合は、その時間、費用を保障すること。
- (5) 労働環境について、労働安全衛生法を遵守し、その環境の整備をすること。
- (6) 労災防止、安全衛生、職業病の予防に努め、事故・罹病のときは誠意を持って補償すること。
- (7) 頚肩腕障害・職業病罹病者の健康回復のために
- ① 自覚症状の申出あるときは直ちに専門医に診断を受けさせ、仕事替えをすること。
- ② 罹病の際には、医師の治療指示に従い適切な処置をとること。
- ③ 治療のための通院と治療時間を有給で保障すること。
- ④ 医師による罹病診断の出た場合、業務上の疾病であることを認め、全治するまでに治療にかかる一切の費用を負担すること。
- ⑤ 休職期間中の賃金、一時金は全額保障すること。
- ⑥ 職場復帰時の仕事配置は、全治するまで職場復帰訓練とし、医師・本人・組合の協議 結果を尊重し、配置すること。
- (8) 人減らし「合理化」をやめ、必要な人員をすみやかに補充すること。
- ① 労働者の心身の負担を軽減し、労働者が支障なく作業を行うことができるよう、作業環境管理を行うこと
- ② 労働者の作業時間管理を行うとともに、連続作業時間が1時間を超えないようにすること
- ③ 職場における作業環境・作業方法の改善、適正な健康管理を円滑に行うため、訓練や 教育を十分に行い、健康被害の発生を未然に防止すること。
- ④ 新たに情報機器の導入及びその情報機器を用いる作業を行うときは、事前協議を行い、作業環境・作業基準などを作成すること。
- (10) セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等、あらゆるハラスメントに対する防止措置をとること。
- (11) 労働者のメンタルヘルスについて、厚生労働省通達(基発第0331001号) に記載された内容の実施を行うこと。ストレスチェックを行うなど、労働者のメンタルヘルスに対して適切な対策を講じること。
- (12) 各種の業務研修会の受講料は事業主負担とし、受講時間を保証すること。事務職員 能力認定試験の受験料を事業主負担とすること。
- (13) コロナ禍における労働者の安全のために
- ① 労働者本人又はその同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、治癒するまでは自宅待機を命じるか、又は特別病気休暇を有給保障にて付与すること。
- ② 交代勤務・テレワーク、または緊急事態宣言・まん延防止等重点措置化での自宅待機等で労働者の業務・労働時間の変更がなされた場合にも、賃金を全額保障すること。 全額保障できない場合は、雇用調整助成金等の助成制度を利用すること。また労働者

側から申請する場合は、速やかに必要書類を提出すること。

- ③ 休校等の影響により、子の養育のため自宅での付き添いを必要とする労働者に対し、 特別有給休暇の付与、勤務時間の変更など、労働者の状況に応じた柔軟な措置を講じる こと。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、感染防止策を講じること。

4 退職金、定年制について

- (1)退職金制度(規定)を確立・改善すること。
- ① 自己都合の場合は、退職時賃金に勤続年数を乗じた金額を基本とし、勤続5年ごとに O. 1の率を加算すること。
- ② 事業所都合の場合は、自己都合の2倍とすること。
- (2) 定年制について
- ①一定年齢への到達をもって退職または解雇とする定年制の導入をしないこと
- ②労使合意の上、定年制をおく場合には65歳までの雇用延長を原則とすること。なお、 労働条件は60歳到達時点での労働条件を原則とすること。
- ③再雇用制度をおく場合には、原則として、希望者全員を雇用し従前の労働条件を維持すること。変更する場合には労使及び当該労働者と協議し、合意の上実施すること。

5 労働者、労働組合の権利

- (1) あらゆる不当解雇を撤回し、雇用を継続すること。
- (2) 労働契約法第16条(解雇規制)を厳格に守り、安易なリストラを行わないこと。
- (3) 本人の意に沿わない退職勧奨、退職強要を行わないこと。
- (4) 労働者と労働組合の基本的権利である、労働組合をつくり加入する権利、及び自主的に代表を選び自主的に運営する権利、組合員の範囲を自主的に決定する権利、自主的に上部団体を選ぶ権利には一切干渉しないこと。
- (5) 労働組合が労働者を代表し意見を述べ、経営者や業種団体、政府等と団体交渉する権利を尊重すること。また、団体交渉権の保障のため、団体交渉の一方的人数制限、議題制限、時間制限、上部団体役員排除などを行わないこと。
- (6) すべての職場で団体交渉権を形骸化せずに労使対等の原則による団体交渉及び団体 交渉誠実義務を履行すること。
- (7)ストライキをはじめとする争議権の行使、又、上部団体の指示する連帯行動に参加する権利を制限せず、不利益処分を行わないこと。
- (8) 不当処分、組織破壊攻撃を許さないために、
- ① 組合活動、思想信条を理由にした責任追及、処分、配転などの一切の不利益待遇を行わないこと。
- ② 労働組合に対する分裂策動、介入を行わないこと。
- ③ 組合役員等をねらう懲戒規定の削除若しくは制定をしないこと。
- (9) 就業時間中の、組合費の徴収、パンフレットの配布、また緊急の一定時間の集会、上部団体への会議出席等の組合活動を保障し、上部団体役員及び専従役員の出入りの自由を保障すること。

6 労働協約闘争の当面の要求

- (1) 労働者の権利と労働条件を守るために。
- ① 最低賃金額を時給1,500円とし、この金額以下では労働者を雇用しないこと。
- ② 最低保障すべき一時金を年間4カ月以上とすること。
- ③ 就業規則の制定・改訂、解雇、昇格、降格、配転・出向、事業所の分散・移転・閉鎖、

- 一部事業主(有資格者)の独立、および賃金・労働条件の改廃等、労働者の生活と権利に影響を与える事項については、事前(最低3ヶ月前)に当組合および本人と誠意をもって協議し、当組合及び本人の同意を得ること。
- (2) 労働組合の民主的権利の確立のために。
- ① 掲示板、施設利用の自由を保障すること。
- ② 差別・不利益の伴わない組合活動休暇制度を確立すること。
- ③ 労働組合役員任期中の昇格、降格、配転・出向をしないこと。
- ④ 組合役員に対する懲戒処分は労働組合の同意を得ること。
- (3) ストライキの事前通知義務、労働委員会義務、保安要員の提供の強要など、平和条項 によるストライキ制限を行わないこと。

7 弁護十会・税理十会等に対する要求

- (1)全国統一のカリキュラムとテキストにもとづく、法律事務員「全国統一研修制度」を確立すること。また、事務職員能力認定制度は法律事務労働者の意見を反映させて充実を図ること。
- (2)法律関連労働者の労働・環境などの実態を把握し、労働条件の改善・向上を図るため、 事務員の代表を含めた専門委員会を設置すること。
- (3) 近代的な職場づくりのための指針を策定すること。
- (4) 法律事務労働者の登録制度を創設すること。
- (5) 身分証明書を発行し、その普及と活用のための措置を講じること。
- (6)会館施設利用について、利用料を会員弁護士が使用する場合と同額とし、さらに利用 方法、条件の便宜を図ること。会館内に法律事務労働者の執務室を設置すること。
- (7) 法律業務研修会について。
- ① 法律業務研修会は、法律事務労働者をその企画運営に参加させ、内容の充実をはかること。
- ② 研修会参加費用の事業主負担を含め、事業主が法律事務労働者の業務研修会参加を 促す措置を講ずるよう一層の啓蒙活動を行うこと。
- (8) 会計事務労働者を対象とした業務研修を実施すること。
- (9)健康保険、厚生年金保険への加入促進と、法的義務のある労働保険に直ちに加入する ことを各会員に周知徹底すること。
- (10) 労働基準法遵守、労働条件の明示義務、労働条件改善などについて労使対等の原則 に基づき話し合いをもとに決定するよう各会員に周知徹底すること。
- (11) 当組合と定期的に協議・懇談会を行うこと。
- (12) 各会は、各支部及び会員に対して、労働基準法及び労働安全衛生法など労働関係諸 法規に則って、下記事項の遵守の周知徹底、啓発指導を行うよう働きかけること。
- ① 労働者を雇用するにあたっては、就業規則、賃金、賞与、社会保険、休暇などの法令によって定められている労働条件については文書で明示すること。
- ② 強制加入である労働保険に未加入の事業所は速やかに加入すること。
- ③ 福利厚生の充実のため、社会保険についても未加入の事業所は速やかに加入するこ
- と。④ 退職金制度を確立し、その内容を明示すること。
- ⑤ 定期健康診断を年2回以上、雇用主の費用負担により受診させること。
- ⑥ パソコン等の情報機器作業について、厚生労働省「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に従い適切な労働安全管理を行い、健康被害の発生を予防する措置を講ずること。
- ⑦ 時間外労働及び休日労働をさせる場合は、時間外・休日労働に関する労使協定を締結 し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出ること。時間外・休日労働については、労 働基準法の規定を下まわらない割増賃金を支給すること。
- ⑧ 昼休みなどの休憩時間を確実に保障し、自由利用の原則を守ること。

- ⑨ 法律の定める年次有給休暇を付与すること。年次有給休暇が10日以上付与される 労働者に対し、年5日の年次有給休暇を取得させること。また、取得にあたり法定外休 暇・特別休暇(夏季休暇等)を不利益に変更しないこと。
- ⑩ 生理休暇・妊娠・出産・育児など母性保護に関し、法律の定める就業制限を有給で保 障すること。
- ① 育児休業・介護休業制度についても、法律の定めに則ってその取得を保障する条件を整備すること。
- ① 労働契約法第16条により、解雇には正当事由が必要である事を会員に周知徹底して啓発すること。
- ③ セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となっていることを周知徹底し、適切な対応を取るよう啓発すること。また、法律関連業種に働く労働者に対する人権侵害を防止する観点から、その他あらゆるハラスメントの防止に努めるよう各会員に周知徹底し、適切な対応を取るよう啓発すること。セクハラ・パワハラ等の専用相談窓口を設置すること。
- ④ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)の趣旨に則り、パートタイム労働者、有期雇用労働者に関しても、年次有給休暇、雇用保険、社会保険、健康診断など、労働諸条件に関して改善に努めるとともに、差別的取り扱いを行わないよう周知徹底し、適切な対応を取るよう啓発すること。
- ⑤ 労働者の能力及び意欲の向上と業務の円滑な遂行を図るため、業務に関する研修を 実施すること。
- ⑥ 業界に働く労働者の労働条件、労働環境の改善を進めるため、労働組合と定期的な協議・懇談の機会を設けること。
- (13) 弁護士会(健康保険組合)主催の健康診断について。
- ① 弁護士宛の健康診断実施案内に「健康診断実施の義務が雇用主である弁護士にある こと」を明示し、会主催の健康診断の活用を周知徹底すること。
- ② 会主催の健康診断は、法律事務労働者も受診できることを明記し、法律事務労働者の受診希望の意思確認など周知徹底を図ること。
- ③ VDT(ワープロ・コンピュータ等)作業に伴う健康障害を予防・発見できる検診項目を加えること。
- ④ 法律事務所における健康診断の実施状況につき調査を行い、健康診断及びその受診率の向上を図ること。
- (14) 業務妨害対策等を講じ、安全配慮義務を尽くすこと。

8 国民生活要求をはじめとする「共同」の要求

- (1)全国・全産業ー律最低賃金制度の創設について。
- ① 現行の最低賃金制度を廃止し、全国全産業ー律の最低賃金制を法制化すること。
- ② 全国全産業ー律を基本とし、その上に産業別最低賃金の一般的拘束力の適用を積み 重ねるものとすること。
- ③ 最低賃金額を決定する権限をもつ、労使対等の原則で構成される最低賃金委員会を設置すること。
- ④ 最低賃金額は、労働者の生活を基礎とし、最低賃金委員会の算出する生活費の上昇に 応じてスライドするものとすること。
- ⑤ 最低賃金の実施のために必要な監督機構と罰則を設けること。
- ⑥ 全額国庫負担による最低保障年金制度(当面月額9万円)を創設すること。
- ⑦ 課税最低限を当面年180万円に引き上げること。
- (2) 現行の最低賃金制度の改善に向けて。
- ① 最低賃金の時給を、全ての都道府県において1,500円以上に引き上げること。

- ② 最低賃金額を決定する権限をもつ、労使対等の原則で構成される最低賃金委員会を設置し、実効ある最低賃金の設定に努めること。最低賃金の決定基準の一つである「企業の支払い能力」を削除すること。
- ③ 国や地方公共団体の外部委託費用につき、委託先の企業が、当該企業に働く労働者が 人間らしい生活を送れるような金額とすること。
- (3) 司法・行政の民主化のために。
- ① 国民本位の司法・行政を行うこと。
- ② 国民の司法参加により、国民のための実効力ある裁判員制度を確立すること。
- ③ 法律扶助制度を抜本的に拡充し、国民の裁判を受ける権利を保障すること。
- ④ 「行政改革」による政府機関の民営化・統廃合をしないこと。
- ⑤ 「市場化テスト法」を廃止し、行政サービスを国や地方自治体の責任で充実させること。
- ⑥ 国民のプライバシーを脅かす住基ネット及びマイナンバー制度を廃止すること。 マイナンバーカードと一体化するマイナ保険証の運用を中止し、健康保険証を廃止 しないこと。
- ⑦ 国民へのサービス低下につながる「行革」人員削減をあらため、裁判所、法務局、労働基準監督署などの職員を増員し、速記官制度の維持、充実をはかり、迅速、正確な裁判をめざすこと。
- ⑧ 国・地方自治体の発行する各種証明書の手数料を引き下げること。
- (4) 労働基準法などについて。
- ① 残業割増率の大幅引き上げ等、実効力ある男女共通の労働時間規制を行うこと。過労死ラインの上限規制ではなく、健康で働き続けるための残業時間の上限規制に縮小すること。
- ② 労働組合法、労働基準法など労働諸法制のさらなる改悪をしないこと。残業代ゼロ・過労死を増進する「高度プロフェッショナル制度」を廃止すること。また、長時間労働を拡大させる裁量労働制の対象業務の拡大を断念すること。
- ③ 労働者の人権を無視した人減らし解雇規制法、労働条件の引き下げを許さない労働 者保護法を制定すること。解雇の金銭解決制度を導入しないこと。
- ④ 所定労働時間の週35時間制、完全週休2日制を確立すること。
- ⑤ 年次有給休暇の初年度を12日以上とし、上限を撤廃すること。法定有給休暇とは別に有給での夏季休暇・年末年始休暇を創設すること。メーデーを休日にし、年3日の教育休暇を創設すること。
- ⑥ 生理休暇1生理周期につき2日以上、つわり休暇2週間以上、産前産後休業通算16 週(多胎の場合は24週)、育児時間生後1年間1日1時間以上とし、いずれも有給と すること。
- ⑦ 過労死や労災職業病の認定基準を緩和すること。
- ⑤ 労働基準監督署の安全防止指導員の権限と活動を強め労災職業病を根絶させること。
- ⑨ 労働保険(労災・雇用)の強制加入制度を徹底し、休業補償10割、保険料の全額を 国庫負担とすること。また、失業保険の給付期間を大幅に延長すること。
- ⑩ 企業の利益優先による非正規雇用労働者の増加を解消し、安定した雇用形態の確立に努めること。非正規雇用労働者の保護と権利の拡充を計ること。偽装請負あるいは違法派遣の脱法行為を一掃し、労働者派遣法を1999年改悪前に戻すこと。
- ① 民法(債権法)改正にあわせ、労働債権の消滅時効を原則5年とし、未払賃金の保護を図ること。
- (5) 育児介護休業法について。
- ① 育児休業制度について、育児休業中の所得保障(国と使用者の負担で賃金の6割)のあるものに改正すること。また、代替要員の確保のため、助成金を支給すること。
- ② 介護休業制度につき、通算1年、複数回で断続・時間単位で取得でき、同居の祖父母、

- 兄弟姉妹をも対象とし、所得保障(国と使用者負担で賃金の6割)のある、現職復帰、 代替要員の確保を義務づけたものに改正すること。
- (6) 労働委員会をはじめ、各種行政委員会の民主化、参与委員・労働者委員の公平・公正 な任命をすること。労働委員会は、労働者を不当労働行為から、速やかに、確実に救済 すること。
- (7) 年金・医療などについて。
- ① 健康保険・年金制度の改悪をせずに、抜本的に改善すること。マクロ経済スライドを 廃止し、年金額を減らさないこと。支給は物価スライド制をとること。積立金の運用管 理の民主化をすること。介護保険法は、介護利用者が安心して利用できるよう改正する こと(保険料率の一律化)。年金受給開始年齢を60歳に引き下げること。
- ② 医療保険制度を抜本的に改善し(全ての保険の本人・家族10割給付、保険料7割事業所負担など)、入院給食費を無料化し、保険料を値上げせず、産休中の休業保障(出産手当金)は10割を支給すること。後期高齢者医療制度を即刻廃止し、医療制度の充実を図ること。
- ③ 所得制限のない無料の乳幼児医療および老人医療を確立すること。
- ④ 国の責任で「消えた年金」を、一人も漏らすことなく完全に支給すること。また、今後においても、同様の手違いが起きないよう万全の体制を整えること。
- (8)国はその責任を放棄せず、保育制度において、産休明けからの保育を保障させること。 また、保育料を軽減し、保育士・職員を大幅に増員すること。内容豊かな保育所を大幅 に増設すること。国・地方自治体の保育予算を大幅に増額すること。
- (9) 民主教育を確立し、30人学級を実現すること。高等教育の無償化を実現すること。
- (10) コメなど農産物の輸入自由化を撤回し、WTO協定を改定し、安全で安価な食糧を 国の責任において確保し、供給すること。また、食糧主権確立に向けて日本の農業と食 糧を守ること。輸入食品については、国民の健康と安全を守るために必要な検査態勢を 確立すること。
- (11) 日本農業と関連産業などに破壊的な打撃を与える日米FTA(日米自由貿易協定) 交渉から直ちに撤退すること。また、TPP11(環太平洋パートナーシップに関する 包括的及び先進的な協定)から離脱すること。
- (12) 効果ある雇用・失業対策を緊急に実施すること。コロナ対策で特例的に拡充されている雇用調整助成金の日額上限の引き上げや、失業手当の給付日数の延長などを、コロナ禍に問わず常態化すること。
- (13) 納税者憲章を制定し、大企業優遇税制などの不公平税制を是正すること。消費税率は当面5%に引き下げ、食料品など生活必需品は即時非課税とし、最終的には消費税を廃止すること。定率減税廃止や所得税・住民税の各種控除の縮小・廃止をやめ、元に戻すこと。小規模・零細事業者に消費税や事務の負担を押し付けるインボイス制度の実施を中止すること。
- (14) 独占価格を排除し、公共料金や物価の値上げをしないこと。
- (15) 固定資産税・都市計画税を軽減すること。国の責任で公営住宅を大量建設し、家賃 補助を行うこと。
- (16) 地方自治を破壊し、住民サービスの低位平準化を狙う地域主権改革を止め、真の地方自治を確立すること。全ての行政情報を無料で公開すること。
- (17) 生活保護基準を大幅に引き上げ、憲法の定める「生存権」を確立すること。老齢加算を直ちに復活させること。充実した生活保護行政を確立すること。
- (18) すべての公害被害者、薬害被害者、戦争被害者等の全面救済を行うこと。
- (19) ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けて、ハンセン病に対する正しい知識の 普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者・その家族の名誉回復を図り、当事 者に寄り添った立法措置をすること。
- (20) 公害および薬害の根絶。地球環境保全。環境基本法を改正すること。

- (21) 大企業の横暴を許さず、「リストラ」を口実にした人減らし「合理化」をしないこと。雇用失業保障を充実させること。産業空洞化反対、海外進出を規制すること。
- (22) 中小企業や労働者・国民に犠牲を負わせ、大企業とアメリカの利益に奉仕する規制の緩和・撤廃をしないこと。
- (23) 公費による銀行救済をやめ、破綻銀行、不良債権の処理は、関与した金融機関をはじめとする全ての金融機関の責任で行うこと。又、経営責任の追求を強めると共に情報公開を徹底し、乱脈経営を根絶すること。中小企業に対する貸し渋り、貸し剥がしを止めさせること。
- (24) 大企業にもうけをもたらす無駄な大型公共事業や軍事費を大幅に削減し、くらし、 社会保障、福祉、教育など国民生活に密着した適正な公共事業を実施すること。
- (25) 利息制限法の上限金利を引き下げること。
- (26) 障害者自立支援法を廃止すること。
- (27) 東日本大震災の復旧・復興は、「成長戦略」再強化のための上からの押し付けではなく、被災地域の多様性をふまえ、被災者の生活再建と被災者の希望に基づきすすめること。
- (28) 人災である福島第1原子力発電所事故の被災者に対し、国と東京電力株式会社はすみやかに全面賠償を行うこと。汚染水の海洋放出は中止すること。
- (29) 原子力依存のエネルギー政策を抜本的に見直し、日本の社会と経済構造の転換をすすめていくこと。原発の最大限活用を掲げた原発推進等5法(GX電源法)を廃止すること。
- (30) ヘイトスピーチ根絶、あらゆる差別を許さない措置を講ずること。ジェンダー差別をなくし、性別の違いから待遇の差を設けることを許さないさらなる法整備を急ぐこと。LGBT理解促進法は当事者の声を反映するものにすること。

9 平和民主主義を守るために

- (1) 憲法の改悪をせず、憲法の平和的民主的原則を擁護すること。日本国憲法の改正手続に関する法律(いわゆる「国民投票法」)を廃止すること。
- (2) 政治腐敗を根絶すること。憲法違反の公費助成を廃止すること。政治資金規正法を抜本的に改善し、金権腐敗の温床である企業団体献金を禁止すること。
- (3) 多数の民意を切り捨てる小選挙区制を廃止すること。これ以上国会議員定数削減を行わないこと。
- (4) 自衛隊による労働組合、民主団体等への監視活動をただちにやめること。
- (5) 労働組合も対象となりうる改正組織犯罪処罰法(いわゆる共謀罪法)を廃止すること。 刑法・少年法の改悪部分を元に戻すこと。拡声器規制条例を廃止すること。未決拘禁法 (刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の一部改正)を廃止すること。代用監獄は早 期に廃止すること。盗聴など権力犯罪については徹底的に糾明すること。弾圧・冤罪事 件の防止とその被害者を一刻も早く救済すること。取調の全面可視化を実現すること。 盗聴拡大、司法取引を含む刑訴法等の改悪部分を元に戻すこと。
- (6)犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(いわゆる「盗聴法」)を廃止すること。盗 聴装置配備のための税金の投入はしないこと。
- (7)特定秘密の保護に関する法律(いわゆる「秘密保護法」)を廃止すること。
- (8) 教育基本法改正法を元に戻すこと。教育現場への不当介入をしないこと。
- (9)教育現場などでの「日の丸」「君が代」の強制をせず、これに反対する教職員の処分をしないこと。真実をゆがめる歴史教科書の採用をしないこと。子どもの権利条約の実効力ある国内法を整備すること。
- (10) 安倍晋三内閣が行った解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定を白紙撤回 すること。日本を戦争ができる国にする安保法制(いわゆる「戦争法」)を廃止するこ と。

- (11) 敵基地攻撃を可能とするミサイル防衛など攻撃的兵器の導入につながる安保三文書の改訂を破棄し、軍備を大幅に削減すること。武器の輸出を一切行わないこと。大軍拡・大増税をやめ、防衛財源確保法や防衛産業強化法を廃止すること。
- (12) 核兵器禁止条約に署名し、批准すること。すべての核実験に反対し、非核三原則の 堅持と核兵器廃絶をめざすこと。被爆者援護法に国家補償をとりいれること。
- (13) アメリカの軍事戦略に協力し、国民を戦争に駆り立てる有事法制をただちに廃止すること。また、米軍基地の移転・強化のための支出はやめること。
- (14) 一切の海外派兵をしないこと。自衛隊海外派兵恒久法の制定を断念すること。海賊 対処法を廃止し、軍事力によらない海洋交通の安全を国際協力によって確立すること。
- (15) アメリカをはじめとする一切の覇権主義的戦争に反対し、国際紛争の平和的解決を求めること。
- (16) 日米安全保障条約を廃棄すること。全ての軍事ブロックを廃棄し、土地取り上げ「特別立法」を廃止すること。在日米軍再編計画を撤回し、沖縄をはじめとして全国に散らばる米軍基地、軍隊を撤去すること。辺野古新基地建設に関する土砂搬入・工事を即時中止すること。核搭載艦船の寄港をさせないこと。
- (17) 指定された区域の土地等利用者や関係者のプライバシーや思想・良心の自由、その他多くの基本的人権を侵害するおそれのある重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制等に関する法律(いわゆる土地規制法)を廃止すること。